

「君津市獣肉処理加工施設」使用者選定

公募型プロポーザル評価基準

令和8年2月

君津市

### (選考基準等)

委員会は、申請団体から提出された書類等に基づき、次に掲げる基準に照らして審査を行い、所管する公の施設の使用を行わせることが最も適当と認める申請団体を使用者として選定するものとする。

#### 1 配点基準

評価項目		配点
事業計画 収支計画	委員評価	事業計画の内容が施設の設置目的に沿った内容になっていること
		事業計画書の内容が、施設の効力を最大限に發揮するものであること。
		適切に事業を行う人員、能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
		収支計画が具体的かつ適切であること
		他事業者と比較して優位な点はあるか。 事業者ならではの特徴的な取組はあるか。
	※ 事務局評価	類似事業の取組実績があること
使用料177,498円以下の評価(それ以上も可)		0~5点
地域貢献		その他、地域貢献に関する事業実績が期待できること
		合計点 40

各委員の点数を合計したものが、使用者選定採点表の配点の合計点に委員の数を乗じて得たものの6割に満たない場合は、使用者として選考しないものとする。

#### 2 評価項目の採点基準

委員評価	5 優れている 4 普通より上 3 普通 2 やや劣る 1 劣る 0 採点不能	5万円未満=1点 5~10万円未満=2点 10~15万円未満=3点 15~満額未満=4点 満額以上=5点
※事務局評価 使用料		